

下野市立石橋北小学校PTA規約

令和7年5月設定

石橋町立北小学校PTA規約(昭和57年4月23日制定)
下野市立石橋北小学校PTA規約(平成7年2月2日)
上記の全てを改正する

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、下野市立石橋北小学校PTA(以下「PTA」という。
(事務局)

第2条 この会は、事務局を下野市立石橋北小学校に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 この会は、保護者及び教職員が協力し、家庭、学校及び社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 より良い保護者及び教職員となるように努めること。
- 二 家庭及び学校が緊密な連絡をとることにより、児童の生活を補導すること。
- 三 児童の生活環境をよくすること。
- 四 公的な教育を充実するよう働きかけること。
- 五 その他前条の目的を達成するために必要な活動を行うこと。

第3章 方針

(方針)

第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 一 他の団体及び機関と協力し児童及び青少年の教育及び福祉の向上の為に活動すること。
- 二 特定の政党又は宗教に偏ること、及びもっぱら営利を目的とする行為は、行わないこと。
- 三 この会又は役員若しくは会員は、この会の名称を用いて、公職選挙法に基づいて行われる選挙の候補者を推薦しないこと。
- 四 学校の人事管理、労務管理等に干渉しないこと。
- 五 学校教育を達成するための研究に助成すること。

第4章 会員及び会費

(会員)

第6条 この会の会員となることのできる者は、次の通りとする。

- 一 下野市立石橋北小学校(以下「石北小」という。)に在籍する児童の保護者
- 二 石北小の教職員

(会費)

第7条 この会の会費は、月額200円の会費を納めるものとする。

第5章 会計

(経費の支弁)

第8条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

(予算)

第9条 この会の会計は、PTA総会(以下、『総会』という。)において議決された予算に基づいて行うものとする。

(決算)

第10条 この会の決算は、石北小の監査委員によって行われる会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 役員等

(役員)

第12条

1 この会に次の役員を置く。この会を運営委員会と呼ぶ。

一 会長 1名

二 副会長(会長代理、総務) 1名

三 副会長(会長代理、会計、書記) 1名 学校1名

四 副会長(会長代理、ボランティア管理、運営サポーター管理) 1名 学校1名

2 役員は、監査委員を兼ねることができない。

(役員の選出)

第13条 会長及び副会長は、運営委員会によって設立した役員選考委員会によって推薦し、総会の承認を受ける。

役員選考委員会は全てのPTA会員から自薦及び、推薦者を募り精査し、候補者を選定し推薦する。

(役員の任期)

第14条

一 同一役員の任期は、1年とする。退任する場合は夏休み前に告知すること。

二 役員は、再任されることができること。

三 役員の任期の起算日は、役員に就任した日の属する会計年度の初日とすること。

四 役員に欠員が生じた場合、会長はこれを補充するため、あらかじめ総務委員会の意見を聞いて、後任の役員を選任することができる。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とすること。

五 役員はその任期満了後であっても、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うこと。

(役員の解任)

第15条 役員が次の各号いずれかに該当する場合は、総会において解任することができる。

一 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

二 役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(会長)

第16条

- 一 会長は次の職務を行う。
 - 1 この会を代表し、会務を統括すること。
 - 2 総会、役員会、運営委員会を召集すること。
- 二 会長は全ての集会に出席し、意見を述べることができる。

(副会長 会長代理、総務)

第17条 副会長(会長代理、総務)は、次の職務を行う。

- 一 会長を補佐し、会長が不在の場合は、その職務を代行すること。
- 二 総会が決定した事業計画に基づいて各種事業の企画・調整を行うこと。
- 三 この会の運営に関する機関との連絡調整を行うこと。
- 四 会長の指示に従い、この会の庶務に従事すること。

(副会長 会長代理、会計、書記)

第18条 副会長(会長代理、会計、書記)は、次の職務を行うこと。

- 一 総会及び運営委員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録すること。
- 二 記録、通信、その他の書類を整理保管すること。
- 三 総会が決定した予算に基づいて、この会のすべての会計事務を処理すること。
- 四 この会の財産を管理すること。
- 五 定期総会において、会計監査を経た決算について報告すること。
- 六 予算の立案に参画すること。

(副会長 会長代理、ボランティア管理、運営サポーター管理)

第19条 副会長(会長代理、ボランティア管理、運営サポーター管理)は、次の職務を行うこと。

- 一 この会に協力する運営サポーター及びボランティアが潤滑に運営できる様、管理すること。
- 二 定期総会においてこの活動の報告をすること。

(支部長)

第20条

- 一 支部長は次の各支部との連絡の窓口、及び運営委員会に属する。
 - 1 上古山、上原、若林北、若林南
- 二 地域における連帯意識の高揚促進。児童の保護善導及び教育整備。
- 三 登下校、登校班の編成、及び見守り。

(顧問)

第21条 運営委員会は顧問を置くことができる。

- 一 顧問は会長経験者としてすること。
- 二 顧問は運営委員会から助言を求められた時、助言や指導を行うこと。

第7章 監査委員

(監査委員)

第22条

- 一 この会に監査委員を置くこと。
- 二 監査委員は、運営委員会で選出し、総会において承認すること。
- 三 監査委員の定数は2名とすること。(保護者1名、学校1名)

(職務)

第23条 監査委員は次の職務を行う。

- 一 この会の財産状況の監査をすること。
- 二 この会の財産状況又は役員の職務執行状況について、運営委員会に意見を述べること。
- 三 前号の報告をするために必要があるときは、総会を召集すること。

(会計監査)

第24条 監査委員は、次の会計監査を行う。

- 一 定期監査
- 二 前号に規定するもののほか、必要があると認める時は、臨時監査を行うことができるものとすること。

(任期)

第25条

- 一 監査委員の任期は、1年とすること。
- 二 監査委員は、再任されることができる。この場合において、再任は1回に限るものとすること。
- 三 監査委員は、その任期満了後であっても、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うこと。

第8章 総会

(総会の地位)

第26条 総会は、この会の最高決議機関である。

(組織)

第27条 総会は、第6条各号に規定する会員をもって組織する。

(定期総会)

第28条 定期総会は、毎年4月に開催することを原則とする。

(臨時総会)

第29条 臨時総会は、会長又は運営委員会が必要と認めたとき。又は会員現在数の10分の1以上のものから請求があった場合に開催する。

(定足数)

第30条

- 一 総会は、会員現在数の5分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。
- 二 前項の場合において、事前に書面委任状を提出したものは、総会に出席したものとみなす。

(議決)

第31条 総会の議事は出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

(WEB総会)

第32条 WEB総会の場合は、ホームページにて閲覧期間を設け総会資料を公開する。

質問等を受け付け、公開日時を設定し、それをもって承認されたとみなす。

第9章 運営委員会

(構成)

第33条 運営委員会は会長、副会長3名、支部長、石北小校長、教頭、教務主任をもって構成する。

(議長)

第34条 運営委員会に議長を置き、会長をもって充てる。

(任務)

第35条 運営委員会の任務は、次のとおりとする。

- 一 臨時委員会の権限に属さない事項を処理すること。
- 二 総会に付議する議案を作成すること。

(会議の開催)

第36条 運営委員会は、会長がその必要性を認めるとき、又は構成委員の4分の1以上の者から要求があった場合に開催するものとする。

(定足数)

第37条 運営委員会は、委員現在数の2分の1以上の委員の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第38条 運営委員会の議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

(支部委員会)

第39条 この会の事業並びに支部独自の企画を実行するため、支部委員会を置き、必要な場合は運営委員会議に出席する。

第10章 臨時委員会

(臨時委員会)

第40条 この会の運営等について、特別な事項を処理するため、会長が特に必要と認めるときは、臨時委員会を置くことができる。

第11章 運営サポーター

(運営サポーター)

第41条 運営サポーターは、次の職務を行う。

- 一 運営サポーターは石北小の活動の運営をサポートすることを主体とすること。
- 二 運営サポーターは副会長(ボランティア管理、運営サポーター管理)のもと活動を行うこと。
- 三 人数は制限しない。希望者は誰でもできること。
- 四 毎年「すぐーる」又は書面で募集する。任期は任意で継続可能とすること。
- 五 各ボランティア活動の準備、運営、手続きなどを行うこと。

第12章 規約の改正

(規約の改正)

第42条 この規約は、総会において出席会員の3分に2以上の同意を得なければ改正することができない。

第13章 補則

(細則への委任)

第43条 前各章に規定するもののほか、この会の施行についての細則その他の運営に関し、必要な事項は、運営委員会の議を経て、会長が別に定める。

附則

- 一 この規約は、令和7年5月8日から施行する。
- 二 この規約施行の際、改正前の下野市立石橋北小学校PTA規約第13条第1項及び第2項にの規定によって選任された役員は、改正後の下野市立石橋北小学校14条第1項及び第2項に規定する任期を適用する。

石橋北小学校PTA慶弔規約

会員及び児童に慶弔のあった場合は、金円及び記念品を贈り誠意を表することを目的とする。

第1条 児童について

- 一 負傷または疾患のため1ヶ月以上にわたり通学不能な場合は、5,000円を贈る。
- 二 死亡な場合は、5,000円とする。

第2条 教職員について

- 一 負傷または疾患のため1ヶ月以上病床にある場合は、5,000円とする。
- 二 本人死亡の場合には、生花及び香料20,000円を贈り弔意を表す。
- 三 実父母及び同居家族(父母、配偶者)の場合には花輪及び香料5,000円を贈り弔意を表す。
- 四 結婚の場合は、5,000円。出産の場合は、5,000円を贈る。
- 五 県以上の表彰を受けた場合は、5,000円を贈る。
- 六 転退職の場合は、2,000円を贈る。なお、1年を超えるごとに1,000円を加算する。(最高10,000円)
支出については別途会計にする。

第3条 会員について

- 一 死亡の場合には、5,000円を贈り弔意を表す。
- 二 役員がその職を終わる時は、1,000円を贈る。なお、1年を超えるごとに1,000円を加算する。(最高10,000円)

第4条 その他の事項について処理し難い場合は、役員協議のうえ処理し結果を運営委員会に報告する。

第5条 本規定の変更については、運営委員会が行い、総会の承認を得るものとする。

第6条 この規定は令和7年5月8日より施行する。